

阿賀野市規則第 19 号

阿賀野市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 16 年阿賀野市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第 1 条の 2 条例第 16 条の 4 第 2 項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第 2 条の見出しを削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中「任命権者」の次に「（その委任を受けた者を含む。）」を加え、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 次に掲げる場合には、前条ただし書の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした前条ただし書の勤務は、週休日又は休日等の勤務とみなす。

（1） 週休日又は休日等の勤務をした後、引き続いて前条ただし書の勤務をした場合

（2） 前条ただし書の勤務をした後、引き続いて週休日又は休日等の勤務をした場合

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。